

少年法の成人年齢引下げ問題を考える シンポジウム

6 / 6 (月)

18時～20時30分
(17時30分開場予定)

弁護士会館17階

1701ABC会議室

犯罪社会学,
脳科学・

精神医学の観点から

2015年6月17日、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立しました。

この動きに伴い、自由民主党・成年年齢に関する特命委員会は、成年年齢の引下げについての議論をスタートさせ、同年9月10日、少年法の適用年齢を18歳未満へと引き下げることを内容とする提言をとりまとめました。

また、法務省も、省内に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を設置し、少年法の成人年齢引下げの是非などについて、有識者に対し、ヒアリングを実施しています。

当連合会では、「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書(2015年2月20日付け)」及び「少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明(2015年9月10日付け)」を公表し、少年法の成人年齢引下げについて反対の意を表明しています。

今般、専門家をお招きして、犯罪社会学、脳科学及び精神医学の観点から、少年法の成人年齢引下げ問題について考えるべく、シンポジウムを開催いたします。皆様ふるってご参加ください。



地下鉄 ●丸ノ内線 ●千代田線 ●日比谷線
「霞ヶ関」駅 (B1-b出口直結)

参加費無料・事前申込不要

プログラム(予定)

- ◆日弁連の意見について
- ◆学者からの意見
 - ・土井隆義
(筑波大学大学院人文社会学研究科教授)
 - ・八木淳子
(岩手医科大学神経精神科学講座講師)
- ◆その他

※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただきます。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

お問い合わせ: 日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL 03-3580-9502